

## 子ども・若者育成支援協議会（R3. 8. 1～R6. 7. 31）

### 「子ども・若者の居場所づくりについて」

白井市子ども・若者育成支援協議会では、様々な課題を抱える子どもたちや若者に対する支援のひとつとして「居場所づくり」を取り上げ、各委員から様々な意見をいただきました。

現在、市では、放課後子ども教室や学童保育所など、小学生の居場所となり得る事業を実施していますが、中学生以上の若者世代の地域における居場所については、少ない状況です。

子ども・若者世代が生活に充実感を持ち、生活の自立や社会への貢献、対人関係等に対して前向きな将来像を描くためにも、「居場所づくり」に取り組むことは重要であることから、本協議会のテーマとして検討を行うこととしました。

### ＜市内公民館等を管理・運営している指定管理者の仕様に“居場所づくり”を盛り込む＞

公民館等ごとに居場所づくりを実施することによって、指定管理者のノウハウを生かした居場所づくりや地域人材の活用も可能となり、居住地区に居場所があることで居場所に行くハードルが下がることが期待できる。

また、市内公民館等については、生涯学習課が主管課となっており、令和6年度には西白井複合センターの指定管理者の募集も始まることから、募集時に仕様に盛り込むことができるため、検討を行うこととした。

### 〇居場所づくり事業の盛り込み

#### （1）中高生の居場所

小学生までは放課後子ども教室、学童保育などの居場所があるものの、中高生になると、学校の部活や塾などの習い事以外の居場所をもちづらい。ましてや無料で利用できる場所は少ない。そのため、公民館で中高生が無料で過ごすことができ、また彼らのやりたいことを実現したり、学校ではできない活動を経験することができるような居場所ができるとよい。

#### （2）世代間交流のできる居場所

地域のつながりが希薄化し、核家族化が基本となり、子ども・若者は親・教師以外の大人と接する機会に乏しい。そのため、公民館で世代間交流ができる居場所を実施することにより、普段接することのない世代間の交流の機会をつくれるとよい。その際、世代間交流の場をセッティングしてなんらかのプログラムで世代間交流を実施するかたちにする、イベント的になり、継続的なかわりが難しくなるため、地域の大人による居場所の運営を通じた世代間交流を実施することとしてはどうか。担い手となる地域の大人は、公民館による周知や声かけを通じて、居場所づくり・子ども支援講座などの講座への参加を呼びかけ、発掘・育成していくことも一案である。

## 〇居場所づくりや居場所運営の担い手の育成・発掘の盛り込み

### (1) 講座等による育成・発掘

地域の活動においては、一部の住民が民生児童委員やPTA等の活動をいくつも重複して担っているという実態があり、それらの人たちの負担は大きい。一方で、コミュニティとなんらかのかたちでかかわりたいと思っている住民も存在しているにもかかわらず、それらの人は地域活動につながっていない。そのため、地域の居場所づくりや居場所の運営に関心のある住民を発掘し、育成していくことが必要である。

その際に積極的な周知をはかり、市P連OB・OGに声かけ・依頼し、居場所の担い手になっていただくなど多様なバックグラウンドをもった大人が子どもにかかわることができるように。

### (2) 居場所づくりの支援

講座で養成した住民には、組織化を支援し、社会教育関係団体を結成してもらえるようはたらきかける。それによって、市内の施設の利用や広報時の市の協力が可能になる。

公民館や放課後子ども教室での事業実施など、団体ごとの状況に応じた活動場所の相談にのるとともに、立ち上げの際の資金の調達についても、補助金制度の情報提供等を行っていく。

### (3) 若者自身の参加による居場所づくり

白井高校ではすでに市や社会福祉協議会と連携したボランティアの推進をおこなっているが、学習支援の場への白井高校の生徒の参加推進をさらに進め、小中学生への学習支援の場の充実と高校生・大学生ボランティアの推進、関係機関との協力を深めていくことができるように。

## <相談支援における仲介機能の強化>

現在、ひきこもり相談については対面のみでなくオンラインでの相談も開始して、相談へのハードルを少し低くすることができるようになってきている。しかし、ひきこもり相談のこれまでの実績では、単発の相談はおこなわれているものの、継続的な相談や具体的な支援機関への仲介は実施されていない。継続的な相談や具体的な支援機関への仲介の機能を強化することにより、成人を中心とした事業にはなるが、子育て支援の一環としてひきこもり支援を実施できるとよいのではないかと。

## 【付帯事項】

### 定住を希望する若い世代の支援

子育て家庭に限定されない単身家庭・DINKS 家庭も含めた若年層の定住支援を検討していただく（それが未来の子育て家庭の増加にもつながる）。

例)・市営住宅・県営住宅居住家庭の単身若者の居住条件の緩和。

- ・白井市居住家庭若者の離家支援。
- ・大卒者の教育ローンの一部支援
- ・市内在住の若者（20～30代。独身・既婚問わず）を対象とした市内の団地販売支援